

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第1条から第14条の4まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 助産施設 設備運営基準第15条から第18条まで
- (2) 乳児院 設備運営基準第19条から第25条まで並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令第71号」という。)附則第2条、第3条及び第5条並びに児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第110号。以下「平成23年改正省令第110号」という。)附則第2条
- (3) 母子生活支援施設 設備運営基準第26条から第31条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条及び第3条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条
- (4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の2まで(第32条第2号及び第3号を除く。)及び附則第94条から第97条まで並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項
- (5) 児童厚生施設 設備運営基準第37条から第40条まで
- (6) 児童養護施設 設備運営基準第41条から第47条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条、第3条及び第5条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条
- (7) 福祉型障害児入所施設 設備運営基準第48条から第56条まで並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第17号。以下「平成24年改正省令」という。)附則第2条及び第3条
- (8) 医療型障害児入所施設 設備運営基準第57条から第61条まで
- (9) 福祉型児童発達支援センター 設備運営基準第62条から第67条まで及び平成24年改正省令附則第4条
- (10) 医療型児童発達支援センター 設備運営基準第68条から第71条まで
- (11) 児童心理治療施設 設備運営基準第72条から第78条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第3条及び第5条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条
- (12) 児童自立支援施設 設備運営基準第79条から第88条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条、第3条及び第5条
- (13) 児童家庭支援センター 設備運営基準第88条の2から第88条の4まで

(保育所の設備の基準)

第4条 保育所には、乳児を入所させる場合にあっては 調乳のために必要な器具又は設備を備えなければならない。

- 2 保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児1人につき5.0平方メートル以上、設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。
- 3 保護者からの保育の実施の申込みがあり、前項の基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、前項の規定にかかわらず、設備運営基準第32条第2

号又は第3号に定めるところによる。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第5条 設備運営基準(設備運営基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している児童福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、第3条第4号(設備運営基準第32条第6号(保育室に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)並びに第4条第2項及び第3項の規定による基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所(待機児童(保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。))の状況を勘案して市長が特別な措置を講ずる必要があるものとして定める区域内に存するものに限る。)において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく室にあつては乳児又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室にあつては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。

附 則(平成25年3月4日条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第103号、平成27年4月1日施行、告示第142号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成27年3月16日条例第46号、平成27年3月27日施行、告示第374号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成28年3月30日条例第54号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月5日条例第89号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(第3条第11号の改正規定に限る。) 平成29年4月1日